

農地転用の届出について

【農地転用の届出について】

旭川市農業委員会

- ・ 市街化区域内の農地を他の用途に変更(転用)したい場合に、届出が必要です。
- ・ 以下の提出書類をご準備いただき、農業委員会事務局へご提出ください。
- ・ 届出書等の様式は農業委員会事務局で配布しているほか、データを旭川市農業委員会事務局HPの【旭川市農業委員会書類様式一覧】に載せています。

【必ず必要な書類】

書 類	備 考	必要部数		チェック欄
		4条	5条	
① 届出書	・ 所有者や譲受人等が複数名の場合は、右の必要部数に、増えた人数分の部数を追加願います。	2	3	<input type="checkbox"/>
② 願出地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	・ 法務局が発行し、認証したもの(コピー可)	1		<input type="checkbox"/>
③ 公図 または 地積測量図	・ 法務局で発行し、認証したもの(コピー可)	1		<input type="checkbox"/>
④ 位置図	・ 住宅地図、インターネットの地図等に、願出地の印を付けたもの	1		<input type="checkbox"/>
⑤ 本人確認書類(運転免許証等)	・ 所有者及び譲受人のもの(複数名いる場合は全員分が必要)	1		<input type="checkbox"/>

【場合によって必要な書類】

必 要 な 場 合	書 類	必要部数		チェック欄
		4条	5条	
● 土地1筆の一部転用の場合	・ 実測図(求積図) … 土地のどこを転用するのかが分かる図面。地積測量図(法務局で発行)など、転用部分の面積が詳細に分かるもの ※ 届出書と同じ部数が必要	届出書と同じ部数		<input type="checkbox"/>
● 土地所有者の現住所と、登記事項証明書に記載の住所が異なる場合	・ 固定資産税の納税通知書 (最新年度かつ現住所地のもの。表紙及び証明希望の土地の内容が記載されているページ。) 又は ・ 住民票や戸籍の附票等 (登記記載の住所から現住所までの住所移転をたどることができるもの)	1		<input type="checkbox"/>
● 都市計画法第29条の開発許可を受けている場合	・ 開発許可書の写し	1		<input type="checkbox"/>

※ 各種証明書は発行後6か月以内のものを御提出ください。

【届出後の流れ】

- ・ 届出を受け付けてから、およそ1週間から10日で受理通知書を発行します。

(問い合わせ先)

旭川市農業委員会事務局

旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局庁舎5階

0166-25-6729